

# 岩手県漁業調整規則の改正（案）についての意見募集

## ■ 意見募集の趣旨

県では、漁業法及び水産資源保護法の規定に基づき、県における漁業調整及び水産資源の保護培養等を図るため、岩手県漁業調整規則及び岩手県内水面漁業調整規則を定めています。

平成30年12月14日に「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号。以下「法」という。）が公布され、令和2年12月1日に施行されます。

これに伴い、新たに都道府県漁業調整規則例（令和2年4月28日付け2水管第155号水産庁長官通知）が定められ、海面及び内水面の漁業調整規則例の一本化、知事許可漁業について大臣許可漁業に準じた手続を行う等の規定の見直しが行われたことから、国の規則例に沿って県の漁業調整規則を改正する必要があります。

つきましては、岩手県漁業調整規則の改正案について、県民の皆様からの御意見を募集します。

## ■ 意見募集の対象

岩手県漁業調整規則の改正（案）

## ■ 資料の閲覧場所及び入手方法

閲覧場所：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室、  
県立図書館

資料入手：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ ホームページからも閲覧、入手可能です。

## ■ 意見募集の期間と提出方法

- 募集期間 令和2年9月4日（金） ～ 9月24日（木）＜必着＞
- 提出方法
  - ・ 郵送（手紙、ハガキ）、ファクス、電子メールにより、下記のあて先にお送りください。
  - ・ 御意見には、「住所」「名前」を必ず御記入ください。
  - ・ 様式は自由ですが、「記入用紙」を参考までに用意しておりますので、御活用ください。

## ■ 御意見等の提出先

- 郵送の場合 〒020-8570 岩手県農林水産部水産振興課  
(郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です)
- ファクスの場合 019-629-5824
- 電子メールの場合 E-mail アドレス：af0013@pref.iwate.jp

※電話による御意見の受付は対応しかねますので、御了承願います。

## ■ 意見の取扱い

- 提出いただいた御意見については、岩手県漁業調整規則の改正の際の参考とさせていただきます。
- 意見の概要は、意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮したうえで公表します。なお、類似している御意見は、集約させていただきます。
- 御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- お知らせいただいた個人情報については、このパブリック・コメントの募集の事務にのみ使用し、第三者に提供することはありません。